

長野県特別支援教育連携協議会設置要綱

(目的)

第1 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する特別支援教育の充実を図るため、関係諸機関等による長野県特別支援教育連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 特別支援学校における特別支援教育の推進に関すること
- (2) 小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の推進に関すること
- (3) 特別支援教育の推進において関係する機関との連携及び調整に関すること
- (4) その他特別支援教育の充実について必要な事項に関すること

(構成)

第3 協議会は、次に掲げる者のうちから長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員をもって構成し、委員の数は15人以内とする。

- (1) 特別支援教育有識者
- (2) 学校教職員
- (3) 市町村教育委員会関係者
- (4) 保護者
- (5) 福祉関係者
- (6) 医療関係者
- (7) 民間企業関係者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成26年度末までとする。

- 2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。

(座長及び座長代理)

第5 協議会に座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長はあらかじめ委員の中から座長代理を指名し、座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は座長が招集する。

- 2 協議会の進行は、座長が務める。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(作業部会)

第7 協議会に、専門の事項を検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の委員は、委員のうちから、又は必要があると認めるときは、委員以外の専門的な知識を有する者から、座長が指名する。

(事務局)

第8 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は教育委員会事務局及び関係部局の若干名をもって構成する。
- 3 協議会の庶務は特別支援教育課が行う。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。